明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕

○過疎地域自立促進特別措置法第三十三条第二項の規定により過疎地域とみなされる区域を公示する件（総務・農林水産・国土交通三）　一

告示

○総務省農林水産省国土交通省告示第三号

過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第三十三条第二項の規定により過疎地域とみなされる区域を、同法第二条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十二年一月十六日

総務大臣　原口　一博
農林水産大臣　赤松　広隆
国土交通大臣　前原　誠司

都道府県	郡　市	過疎地域とみなされる区域
山口県	山口市	旧阿東町